

共 00 00 10 永年

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

宮本規第2862号

平成18年12月26日

宮城県警察本部長

道路使用許可取扱要綱の一部改正について（通達）

道路使用許可の取扱いについては、「道路使用許可取扱要綱の全面改正について」（平成4年2月4日付け、宮警本規第184号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、許可事務をより適正化するため、その一部を改正し、平成19年1月1日から施行することとしたので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

(1) 許可の件数単位の明確化

同一申請者から道路交通法（以下「法」という。）第77条第1項各号内の複数の要許可行為について、その申請が同時になされた場合は、これを包括して一つの申請とすることとし、許可の件数単位を明確化した。

(2) 許可期間の見直し

車両を用いての「いわゆる街宣行為」については、走行の場合は1か月以内、停止の場合は7日以内と異なっていたが、上記1(1)のとおり両者は包括許可とすべきものであることから、許可期間も1か月以内と同一とすることとした。また、許可期間が30日以内、1か月以内と2通りあったことから1か月以内に統一した。

(3) 占用許可等の許可基準との相違があった場合の処置の明確化

道路管理者の道路占用許可の路上工作物等の高さの基準と審査基準で示していた基準が異なる場合があることから、現にそのような場合の申請を受理した場合には審査の過程で道路管理者等と協議することとした。

(4) その他

旧通達発出時以降、本要綱の根拠法令である宮城県道路交通規則（昭和35年宮城県公安委員会規則第8号、平成13年年2月1日に全面改正・宮城県公安委員会規則第1号）が改正されたこと及び手数料の根拠となっていた手数料規則（昭和54年宮城県規則第47号）が公安委員会関係手数料条例（平成12年条例21号。以下「手数料条例」という。）に移行されたことなどから、その整合性を図った。

2 運用解釈

(1) 目的（第1章第1関係）

署長が行う許可又は協議の斉一かつ適正な取扱いを図ることを目的としたものである。

(2) 許可等の基本方針（第1章第2関係）

ア 許可又は協議は、当該許可申請に係る行為又は協議に係る行為を審査し、適正に取り扱うものとする。

イ 許可又は協議の審査は、道路交通に及ぼす影響を最少限度にとどめるため、現場における交通上の支障の有無を具体的に検討した上で、この要綱に定める許可の基準と条件に適合するものについて行うものとする。

また、許可申請に係る行為についての不許可の判断は、慎重かつ適正に行うものとする。

(3) 許可の対象（第1章第3関係）

署長の行う許可の対象は、法第77条第1項の規定に基づき、道路の使用対象に応じて具体的に例示し、1号、2号、3号及び4号の各許可に区分したものであり、許可申請の行為が前各号のいずれに該当するものであるかを適切に把握できるようにしたものである。

(4) 許可等の審査基準（第2章第1関係）

署長は、許可申請又は協議を受理したときは、当該許可申請行為又は協議により行われようとする行為について、法第77条第2項各号で示した許可該当性について細目的に例示した審査基準により審査するものとする。また、道路管理者の緊急の工事又は作業については、事後において許可申請を行うものとする。

(5) 許可の件数単位及び期間の基準（第2章第2関係）

許可の件数単位は、手数料条例第2条の規定に基づき、1件につき、道路使用許可手数料を徴収することから、件数単位を明確にし、取扱いの斉一を期すとともに、交通流・量の変化等に伴い交通に及ぼす影響を最小限度にとどめ、かつ、被許可者の利益を確保するため、対象ごとに許可期間の基準を定めたものである。

なお、同一申請者から法第77条第1項各号内での複数の許可対象について、その申請がなされた場合は、原則として包括して一つの申請とすることを明示した。

(6) 許可条件の付与（第2章第1関係）

署長は、法第77条第3項の規定により必要な許可条件を付そうとするときは、当該許可申請行為について審査基準により審査した上で、当該条件は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な範囲で付すものとする。

(7) 一部不許可処分又は不許可処分（第2章第4関係）

署長は、当該許可申請行為が交通の妨害となり、なおかつ条件を付しても交通の妨害となるおそれが認められ、しかも公益上又は社会慣習上からやむを得ないものであると認められない場合にのみ、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができるものである。

(8) 道路使用許可申請書（第3章第2関係）

法第77条第1項各号の許可申請者を明確にしたものである。

(9) 道路使用許可申請書の受理等（第3章第2関係）

ア 道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）は、原則として当該申請に係る道路の使用場所を管轄する署長が受理する。この場合における道路管理者の占用許可と競合するもの、行列行進集団示威運動に関する条例（昭和24年宮城県条例第

47号)と競合するもの、2以上の公安委員会の管轄にわたるもの及び2以上の警察署の管轄にわたるものについて、申請書類の受理、添付書類及び協議の取扱いを定めたものである。

イ 道路法第32条第5項及び法第80条の規定による協議についての取扱いを定めたものである。

(10) 道路使用許可証の作成、交付等(第3章第3関係)

署長の交付する道路使用許可証(以下「許可証」という。)の作成、交付又は再交付の事務処理要領を定めたものである。

(11) 手数料の徴収(第3章第4関係)

道路使用許可手数料は、手数料条例及び証紙規則(昭和39年宮城県規則第33号)第5条の規定に基づき、許可を受けようとする者から証紙により徴収するものである。また、既に徴収した手数料は、証紙規則第7条の規定に基づき還付しないものである。

なお、証紙の消印時期については、申請書を受理したときに行うものとする。

(12) 許可証の記載事項変更届の受理(第3章第5関係)

許可証の交付を受けた者が、当該許可証の記載事項に変更が生じ、署長に届出を行ったときにおける事務処理要領を定めたものである。

(13) 条件等の変更(第3章第6関係)

ア 法第77条第4項の規定に基づき署長が許可した後において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特別の事情が生じたときに行う先に付した条件の変更又は新たな条件を付すことについての手続きを定めたものである。この場合において

(ア) 「特別の事情が生じたとき」とは、許可した後客観的に事情が変わった場合のことをいう。

例示としては、工事又は作業における工事等の時間の条件を付したが、災害による道路損壊で通行止めとなり、このため、一回交通により、当該時間帯における交通量が増加した場合等である。

(イ) 「先に付した条件の変更」とは、先に付した条件の時間を短縮することなどをいう。

(ウ) 「新たに条件を付す」とは、許可のとき条件を付さなかったものについて、新たに条件を付すことをいう。

イ 法第80条の規定による道路管理者との協議成立後において、交通量の増加等の事情により、工事を昼間から夜間に変更する必要がある場合等における取扱いを定めたものである。

(14) 許可の取消し等(第3章第7関係)

ア 署長が行う法第77条第5項の規定による許可の取消し又は許可の効力の停止及び法第80条の規定により道路管理者が協議内容に違反した場合における意見の撤回の手続きについて定めたものである。

イ 署長は、許可を受けた者が条件に違反したとき、又は道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図るため、特別の事情が生じた場合にその許可を取消し、

又は効力を停止するときは、写真、見取図、報告書などにより、条件違反の状態又は交通の危険の状態、交通の変化の状況等を記録し、当該処分を必要とする理由を明らかにするものとする。

なお、この場合における「特別の事情が生じたとき」とは、前記(13)の例示による条件を変更しても、なおかつ交通の危険となり又は著しく交通の妨害となるおそれがある場合等である。

(15) 許可事項及び条件の遵守状況の調査、確認等（第3章第8関係）

署長は、法第77条第2項の規定により許可した行為及び同条第3項の規定により付した条件の遵守状況の調査、確認を行わなければならないものとし、条件違反、法令違反等を認めた場合において、必要な措置をとることができることを定めたものである。この場合における「必要な措置」とは、許可の取消し又は効力の停止等のほか、罰則の適用や交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置の要請や指導を実施することなどである。

(16) 原状回復状況の調査、確認等（第3章第9関係）

署長は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が、当該許可の期間が満了したとき、又は許可が取消されたときに行う工作物の除去、その他道路を原状に回復する措置の調査、確認を行わなければならないものとし、原状回復措置がとられていない場合においては、必要な措置をとることができることを定めたものである。この場合における「必要な措置」とは、原状回復を命じ又は罰則を適用することなどである。

(17) 許可等に関する資料の整備、保管及び情報の提供（第3章第10関係）

許可及び協議に関する資料の整備、保管を徹底するとともに、許可申請者に対して情報を提供し、道路使用の適正化を図るものである。

(18) 道路工事又は作業等の事前調整（第3章第11関係）

署長は、道路工事又は作業等の事前調整を行うものとするが、この場合において、工事又は作業等が交通の頻繁な道路で行われるもの、又は大規模なものなどについて、施行主、主催者などを招致し、交通の危険の防止、交通の安全と円滑の確保及び道路使用の適正化を図るため、道路使用の範囲に、使用方法等の縮小又は変更、安全施設の整備及び交通対策等必要な措置の要請や指導を行うものとする。

(19) 交通安全活動推進センターへの委託（第4章第1関係）

署長は、法第77条第1項第1号及び第2号に規定する許可に関する事務について、法第108条の31の規定により宮城県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託することを定めたものである。

(20) 署長の措置（第4章第2関係）

署長は、センターに委託した事務の調査確認結果に基づき、必要と認められる場合は、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため、前記(15)、(16)の必要な措置をとることができるものとする。

(21) 本部長に対する報告（第5章第1関係）

署長が、許可等を適正に取り扱うため、本部長に報告しなければならない事項を定めたものである。

ア 署長は、許可に当たり、社会的影響の大きいもの、全国的波及性のあるもの、県市町村の関係機関と警察による連絡協議会を設置し、連絡調整の上で各関係機関の意見が一致した場合に限り許可するもの、道路管理者が行う道路情報提供装置等の設置工事、不許可処分、許可の取消し及び協議に対する意見の撤回については、事前に交通部交通規制課長（以下「主管課長」という。）を経由し、本部長に報告しなければならないものとする。

イ 署長は、許可、協議に係る場所において、人身交通事故が発生した場合は速やかに主管課長を経由し、本部長に報告するものとする。

(22) 月報（第5章第2関係）

署長は、毎月ごとの許可事務の取扱い状況について、翌月の5日までに主管課長を経由し、本部長に報告するものとする。

3 運用上の留意事項

(1) 交差点の改良、既設道路への新設道路の取付け、車道又は歩道の幅員の変更等の工事及び農業用・漁港道路の新設又は改築の工事等による許可の場合は、道路法第95条の2に規定する公安委員会への意見聴取及び各種覚書等に基づく協議等が行われているか、否かを確認し、これらの手続きが行われていないときは、道路管理者等に対して手続きを行うよう指導すること。

(2) 拡声器の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成3年宮城県条例第35号。以下「条例」という。）が平成4年2月1日に施行されたことから、音量規制に関する許可条件は付さないこと。

なお、拡声器を使用する許可の申請者に対しては、条例の内容を説明すること。

(3) 同一申請者から、法第77条第1項各号内の複数の要許可行為について、その申請が同時になされた場合は、これを包括して一つの申請とすることとなることから、申請受理時において、このことについての取扱いを誤りのないようにすること。特に、車両を用いてのいわゆる走行形態と停止形態に大別されるが、両者を同時に申請された場合には、包括して一つの申請とすることとなることから、いずれかの申請がなされた場合には包括申請もありえることを教示すること。

(4) 交付時の行政不服審査法第57条1項の規定に基づく教示については、許可証に記載するか、又は教示事項を記載した文書を許可証に添付して交付すること。

別添

道路使用許可取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1 - 第3）
- 第2章 許可の基準等（第1 - 第4）
- 第3章 許可の申請と処理要領（第1 - 第11）
- 第4章 事務の委託（第1・第2）
- 第5章 報告（第1・第2）

第1章 総則

（目的）

第1 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条から第80条まで、第108条の31、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第10条から第12条まで及び宮城県道路交通規則（昭和13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第21条から第25条までの規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う道路使用許可（以下「許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（許可等の基本方針）

第2 許可及び協議は、次に掲げる各項について審査し、適正に取り扱うものとする。

- 1 現に交通の妨害となるおそれの有無
- 2 許可に付した条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれの有無
- 3 現に交通の妨害となるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものの認否

（許可の対象）

第3 許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で次のものとする。

- 1 同項第1号に該当するもの（以下「1号許可」という。）
 - (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「道路工事」という。）
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、ケーブル等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業（これらのものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。以下「管路埋設工事」という。）
 - (3) 地下鉄工事、地下道工事、地下街の工事その他これに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
 - (4) 跨道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「跨道橋工事」という。）
 - (5) 電気、電話、有線放送、CATV、電車等の架空線、その附属物の設置及び保守管理に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
 - (6) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における工事又は作業（以下「マンホール作業」という。）

- (7) 道路上空において、つり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業(以下「ゴンドラ作業」という。)
 - (8) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業(以下「測量等作業」という。)
 - (9) 道路外で行う工事又は作業の一部が道路上に及ぶものなど交通の妨害となるような方法で行う工事又は作業の資機材等を搬出入するもの(以下「搬出入等作業」という。)
 - (10) その他道路を使用して行う工事又は作業
- 2 同項第2号に該当するもの(以下「2号許可」という。)
- (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔、その他これに類するものの設置
 - (2) 公衆電話ボックス、郵便ポストの設置
 - (3) 電柱、ケーブル柱等の設置
 - (4) 街路灯、道路照明灯その他これに類するものの設置
 - (5) 消火栓及び給水栓並びに消防水利、消防用防火水槽の標識その他これに類するものの設置
 - (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置
 - (7) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置
 - (8) 路線バス停留所の上屋の設置
 - (9) アーケードの設置
 - (10) アーチの設置
 - (11) 家屋に取り付ける日除けの設置
 - (12) 上空通路の設置
 - (13) パイプその他の上空工作物の設置
 - (14) 舞台、やぐら等の設置
 - (15) 建築作業用工作物の設置
 - (16) 立看板、掲示板、案内板、広告板その他これに類するものの設置
 - (17) 電柱等に添架する広告物等の設置
 - (18) 取付け看板、標灯その他これに類するものの設置
 - (19) 横断幕等の設置
 - (20) のぼり、小旗、提灯、造花、飾り灯その他これに類する飾り付けの設置
 - (21) 鉢植え等の可搬式の植栽、樹木
 - (22) 歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供のための装置、施設等の設置
- (23) その他道路上又は道路の上空若しくは地下にける前各号に類する工作物の設置
- 3 同項第3号に該当するもの(以下「3号許可」という。)
- (1) 露店(簡易な施設を設け又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し、又は飲食を提供するものをいう。)
 - (2) 屋台店(簡単に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。)
 - (3) 靴磨き、靴修理、大道占いその他簡易な施設を設け役務を提供するもの
 - (4) 商店が臨時に出す商品の陳列台

(5) その他各号に類するもの

4 同項第4号に該当するもの(以下「4号許可」という。)

法第77条第1項第4号及び県規則第22条の規定により、宮城県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 祭礼行事、記念行事、式典等

道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動するもの

(2) ロケーション、撮影会等

道路において、映画、テレビ等の撮影やタレント等の撮影会、サイン会等を行うもの

(3) 集団行進、集団示威運動、パレード等

道路において行われる行列行進集団示威運動に関する条例(昭和24年宮城県条例第47号。以下「公安条例」という。)に定める要許可行為、仮装行列、車両又は徒歩で行うパレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態による集団行進等を行うもの

ただし、学生、生徒その他の遠足、修学旅行及び通常の冠婚葬祭等の習慣によるものは許可の対象外とする。

(4) 演説、演芸、演奏その他の方法による人寄せ等

道路に人が集まるような方法で、演芸、演奏、演説等を行い、又は拡声器、ラジオ等(自動車等に拡声器等を取り付けたものを含む。)の放送を行うもの

(5) スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射等

道路に人が集まるような方法、若しくは一般交通に著しい影響を及ぼすようなスライド、テレビジョン、スポット・ビジョンの放映等やレーザー光線の投射等を行うもの

(6) 消防訓練、水防訓練、避難救護訓練等

道路において、消防、水防、避難救護その他の訓練を行うもの

(7) 寄付金、署名等

道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めるもの

(8) 宣伝物、印刷物その他これに類するものの交付、配布

交通の頻繁な道路において、広告又は宣伝の宣伝物、印刷物を通行人に交付又は配布するもの

(9) 旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをしたの広告又は宣伝

チンドン屋、サンドイッチマン等道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをしたの広告又は宣伝を行うもの

(10) 駅伝、マラソン、サイクル・ロードレース、ラリー等

道路において、駅伝、マラソン、サイクル・ロードレース、ラリー、トライアスロン等の競技を行うもの

(11) 車両に広告又は宣伝のために人目を引くように装置を備付け、装飾その他の装い

をしての通行

仮装自動車、パーフェクトルーダー（電光式広告機）を取り付けた自動車、テレビジョンカー等車両に広告又は宣伝のため人目を引くように装置を備付け、装飾その他装いをして通行するもの

(12) 道路において、ロボットの走行又は移動を伴う実証実験をするもの

第2章 許可の基準等

(許可等の審査基準)

第1 許可、協議の審査基準は、次によるものとする。

1 署長は、許可申請又は協議を受理したときは、当該許可申請行為又は協議により行われる行為が法第77条第2項各号で示されている許可該当性について、これを細目的に掲げた別表第1の「審査基準」(以下「審査基準」という。)により審査するものとする。

2 署長は、道路管理者等から風水害その他突発的事故の発生により、道路において緊急に工事又は作業を行う必要がある場合は、その応急措置を講じた後、速やかに許可の申請手続きを行わせるものとする。

(許可の件数単位及び期間の基準)

第2 許可の件数単位及び期間の基準は、原則として別表第2の「許可の件数単位及び期間の基準」により取り扱うものとする。ただし、同一申請者から法第77条第1項各号内の複数の要許可行為について、その許可申請が同時になされた場合は、それを包括して一つの申請とする。

(許可条件の付与)

第3 署長は、法第77条第3項の規定により必要な許可条件(以下「条件」という。)を付そうとするときは、審査基準を参考に条件を付すものとする。

ただし、付する条件は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要最小限度のものに限るものとする。

(一部不許可処分又は不許可処分)

第4 署長は、当該申請行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この場合において、後日不服申し立て及び取消し訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備するものとする。

第3章 許可の申請と処理要領

(許可申請者)

第1 許可の申請者は、次に掲げる者とする。

1 1号許可に掲げる行為の許可申請者は、工事等を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事等の全般について管理する者とする。

ただし、これらの者が法人の場合は、その代表とする。

2 2号、3号及び4号の各許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合は、その代表者とする。

(道路使用許可申請書の受理等)

第2 道路使用許可申請書の受理等者、申請書類及び申請書の受理等の取扱いは、次によ

るものとする。

1 道路使用許可申請書の受理者

(1) 道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）は、当該申請に係る道路の使用場所を管轄する署長が受理するものとする。

(2) 特例

ア 2以上の警察署の管轄にわたる場合

許可行為（道路管理者から協議があった場合を含む。）に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署の管轄にわたるときは、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長が受理するものとする。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

許可行為が2以上の公安委員会の管轄にわたるときは、それぞれの公安委員会の管理に属する署長が受理するものとする。この場合において、原則として入県することとなる場所を管轄する署長が受理するものとする。

2 申請書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、施行規則第10条第2項に規定する別記様式6の「道路使用許可申請書」とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、法第77条第1項各号に掲げる行為について各2通とする。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、県規則第25条に規定する添付書類のほか、次に掲げるものとする。ただし、簡易な道路の使用については、その一部を省略することができるものとする。

ア 1号許可

(ア) 申請に係る工事等の場所の位置図

(イ) 申請に係る工事等の場所及びその周辺の見取図

(ウ) 工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図

(エ) 工事等の方法、形態を具体的に説明する資料

(オ) 工事等を行うため、道路の1車線以上を使用する場合は、周辺道路の状況及び迂回路の状況並びに交通量の調査結果を記載した書面

(カ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

(キ) 土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

イ 2号許可

(ア) 申請に係る工作物を設置しようとする場所の位置図

(イ) 申請に係る工作物の設置状況を示す見取図（平面図、正面図、側面図）

(ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面

(エ) 工作物を設置するため、工事を行う道路の1車線以上を使用する場合は、周辺道路の状況及び迂回路の状況並びに交通量の調査結果を記載した書面

(オ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

(カ) 土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

ウ 3号許可

(ア) 申請に係る露店、屋台店その他これらに類する店(以下「露店等」という。)を出す場所及びその周辺の見取図

(イ) 露店等の形態を記載した図面

(ウ) 土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

エ 4号許可

(ア) 申請に係る道路使用の計画書

(イ) 申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図

(ウ) 申請に係る道路使用の形態を記載した図面

(I) 土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

3 申請書の受理

署長は、申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について慎重に点検し、所定の様式で内容が具備している場合は、これを受理し、様式第1の「道路使用許可申請受理簿」(以下「受理簿」という。)に必要事項を記載するものとする。

- (1) 申請書は、当該行為についての実質的責任者であるか
- (2) 申請内容は、許可対象行為であるか
- (3) 申請書は、所定の様式を使用しているか
- (4) 申請書の記載事項は、充足しているか
- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか
- (6) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか

4 協議

- (1) 2以上の警察署の管轄にわたる場合の協議

ア 許可の申請を受理した署長は、関係署長に対して、許可の可否又は許可の条件その他の事項について協議又は連絡するものとする。

イ 他の署長から自署の管轄にわたる許可行為に係る協議を受けた署長は、必要な調査を行い、許可の条件その他の意見を付して当該署長に回答するものとする。

- (2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合の協議

許可の申請を受理した署長は、当該許可を要する行為に係る場所が他の都道府県公安委員会の管理する署長の管轄にわたるときは、当該署長に協議するものとする。また、申請者に対して、当該署長への申請を指導するものとする。

- (3) 公安条例と競合する場合の協議

公安条例による届出が必要とされる行為と競合する許可行為について公安委員会から協議を受けた署長は、審査基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を公安委員会に回答するものとする。

(4) 道路占用許可と競合する場合の協議

ア 許可に当たり、法第79条の適用を受けるものについては、様式第2の「協議台帳」(以下「協議台帳」という。)に記載の上、様式第3の「道路交通法第79条による協議について」により、道路管理者に協議するものとする。ただし、既に当該道路の管理者の判断を了知している場合はこの限りでない。

イ 署長は、道路の使用が道路法第32条第1項又は第3項の適用を受けるものについて、道路管理者から同法同条第5項の規定による協議を受けたときは、協議台帳に記載するとともに、審査基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を付して、様式第4の「道路法第32条第5項による協議について(協議回答)」により、当該道路管理者に回答するものとする。

ウ 署長は、路上工作物等の高さ制限等が審査基準と道路管理者が定める道路占用許可の許可基準等が相違している場合は、必要により道路管理者等と協議するものとする。

(5) 法第80条に基づく協議

ア 署長は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、協議台帳に記載するとともに、審査基準に従って当該工事等の時期、方法並びに工事等に伴う道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して様式第5の「道路交通法第80条第1項による協議について(協議回答)」により、回答するものとする。

イ 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書による協議のいとまがないときは、電話又は口頭による協議を受理し、回答するものとする。ただし、文書による協議に要する期間内に工事等が終了するものに限る。

(道路使用許可証の作成、交付等)

第3 道路使用許可証の作成、交付等の取扱いは、次によるものとする。

1 道路使用許可証の作成

施行規則第10条第2項に規定する別記様式第6の「道路使用許可証」(以下「許可証」という。)の作成は、次によるものとする。

(1) 許可証は、申請書に記載された施行規則第10条第1項に規定する事項に基づき、条件及び指導事項等を記載し、署長印を押印して作成する。

(2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と割り印又は契印する。

(3) 許可証には、行政不服審査法第57条第1項に基づく教示事項を記載するか又は教示事項を記載した文書を添付して交付する。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次によるものとする。

(1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。

(2) 許可証を交付したときは、受領簿に必要事項を記載するとともに、「許可証受領印」欄に受領の押印をさせるなど処理のてん末を明らかにする。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請を受理したときは、次により取り扱うものとする。

(1) 再交付は、施行規則第 12 条に規定する別記様式第 8 の「道路使用許可証再交付申請書」及び当該許可証を署長に提出して申請する。

(2) 再交付申請を受理した署長は、審査の上許可証を再交付することができる。

(手数料の徴収)

第 4 手数料徴収の手続きは、次によるものとする。

1 手数料の徴収は、公安委員会関係手数料条例（平成 12 年条例第 21 号。以下「手数料条例」という。）第 2 条の規定に基づき、当該許可の申請時において申請者から徴収する。さらに、既に徴収した手数料について、事後に申請の撤回があった場合は、手数料は還付しないものとする。

2 手数料は、第 2 章第 2 に従い、1 件ごとに徴収するものとする。

(許可証の記載事項変更届出の受理)

第 5 法第 78 条第 4 項に規定する許可証の記載事項の変更届出の受理は、次によるものとする。

1 許可証の記載事項の変更届出は、当該許可証を交付した署長が受理するものとする。

2 署長は、施行規則第 11 条に規定する別記様式第 7 の「道路使用許可証記載事項変更届」（以下「変更届」という。）2 通及び当該許可証の提出を受けるものとする。

3 変更届出を受理した署長は、許可の同一性について、次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 変更の内容及び理由

(2) 変更届けに係る道路使用の範囲、方法

(3) 変更届けに係る日時、道路又は交通の状況

4 署長は、前項により審査した結果、許可の同一性が認められる場合は、当該許可証と変更届に割り印又は契印して交付する。同一性が認められない場合は、新たな許可の申請を教示する。

(条件等の変更)

第 6 署長が行う法第 77 条第 4 項に規定する条件の変更等の手続き及び法第 80 条の規定による道路管理者からの協議における内容の変更手続きは、次によるものとする。

1 法第 77 条第 4 項に規定する条件の変更手続き

条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の事情が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した様式第 6 の「道路使用許可の条件変更について（通知）」を申請者に交付するとともに、受理簿の備考欄にその経過を記載する。この場合において、当該許可が道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものであるときはあらかじめ様式第 7 の「道路使用許可の条件変更について（連絡）」を道路管理者に送付する。

2 法第 80 条の規定による道路管理者からの協議における内容の変更手続き

協議成立後において協議の内容を変更する必要があるときは、道路管理者に対し、速やかに様式第 8 の「道路工事等協議事項の変更について（通知）」により通知するとともに、変更に係る事項について再協議する。この場合において、前項に準じて協議台帳の備考欄にその経過を記載する。

(許可の取消し等)

第7 署長が行う法第77条第5項に規定する許可の取消し又は効力の停止手続き及び法第80条の規定による道路管理者からの協議における意見の撤回手続きは、次によるものとする。

1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又は効力の停止手続き

- (1) 条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、その許可を取消し又はその許可の効力を停止しようとする場合は、写真、見取図、報告書等により条件違反、交通の危険な状態、交通量の増加、交通流の変化等を記録整備し、当該処分を必要とする理由を明らかにする。この場合、条件違反をした者に対して県規則第24条第1項に規定する様式第25号の「通知書」を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から、当該条件違反についての弁明を聴取するとともに調書を作成する。
- (2) 許可の取消し又は効力の停止は、当該処分に係る者に対し県規則第24条第2項に規定する様式第24号の「通知書」を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させる。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定を受けるものであるときは、前記様式による「通知書」を速やかに道路管理者に送付する。
- (3) 許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正し、交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの、又は効力を停止しなければならない特別の理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議における意見の撤回手続き

協議済みのものについて、道路管理者が協議内容に違反した場合は、前項に準じて当該道路管理者からの弁明を聴取し、写真、見取図により違反状態を明らかにする報告書を作成して、様式第9の「道路工事等協議済みの意思表示の撤回について(通知)」を交付する。

(許可事項及び条件の遵守状況の調査、確認等)

第8 署長は、許可事項及び条件の遵守状況について、次に掲げる事項を調査、確認し、必要な措置をとることができるものとする。

1 調査、確認事項

- (1) 許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- (2) 許可に係る道路使用の期間又は時間の遵守状況
- (3) 許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場の責任体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃の状況
- (7) その他条件の遵守状況

2 署長の措置

署長は、前項の事項に関し、調査、確認を行った結果、条件違反、法令違反等を認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることができる。

(原状回復状況の調査、確認等)

第9 署長は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が講じる道路の原状回復の措置について、次に掲げる事項を調査、確認し、必要な措置をとることができるものとする。

1 調査、確認事項

- (1) 路面の覆工状況
- (2) 道路標識、道路標示及び信号機の回復状況
- (3) 資機材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の安全の回復状況

2 署長の措置

署長は、前項の事項に関し、調査、確認した結果、原状回復措置がとられていないとき、又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認めた場合は、道路における危険を防止し、又は交通の危険を排除するため必要な措置をとることができる。

(許可等に関する資料の整備、保管及び情報の提供)

第10 署長は、法77条第1項の規定により許可したとき、又は法第80条により道路管理者と協議したときは、当該許可、協議に係る行為について、常にその状況を明らかにするため、次により資料を整理、保管し、情報を提供するものとする。

1 許可等資料の整理、保管

署長は、許可等に係る次に掲げる資料を整理、保管するものとする。

- (1) 道路の使用場所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により道路の1車線以上が通行できなくなった場所及び交通規制を実施する場所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料
- (4) その他交通の安全と円滑に関する資料

2 情報の提供

署長は、許可の申請者に対し、前項に掲げる資料その他申請に必要な情報を提供することができる。

(道路工事又は作業等の事前調整)

第11 署長は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模な道路工事その他著しく交通の妨害となるおそれのある道路使用について事前調整するものとする。この場合において、事前調整は、道路における工事等を定期的に又は頻繁に行う公益法人の事業者、道路管理者、建設業者、鉄道、地下鉄の建設業者及び駅伝、マラソン、ラリー、パレード等の大規模に道路を使用する者を招致して行うものとする。

第4章 事務の委託

(宮城県交通安全活動推進センターへの委託)

第1 署長は、法第108条の31第2項第7号の規程に基づき、宮城県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)に対し、1号許可及び2号許可に関する事務について、次に掲げる事項を委託するものとする。

- 1 許可の申請に係る場所、その周辺地域における道路及び交通の状況その他許可の

判断要素に必要な調査、確認

2 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

3 原状の回復状況の調査、確認

(署長の措置)

第2 署長はセンターに委託した事務の調査、確認の結果に基づき、必要と認められる場合は、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な措置をとることができるものとする。

第5章 報告

(警察本部長に対する報告)

第1 署長は、次に掲げる事項に該当する場合は、事前に警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

なお、次の1項に該当する場所は、様式第10の「道路使用許可等について(報告)」、2項に該当する場合は、様式11の「不許可処分、協議済みの意思表示の撤回等について(報告)」、3項に該当する場合は、様式第12の「道路使用許可、協議現場における交通事故発生報告書」によるものとする。

1 次に掲げる事項に該当する許可申請を受理したとき

(1) 主要幹線道路(高速道路、自動車専用道路を除く。)、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事又は作業で、著しく交通に影響を及ぼし、若しくは交通規制が伴い、著しく交通の妨害となるおそれのあるもの

(2) 高速道路及び自動車専用道路において通行禁止を必要とする工事又は2車線以上を占用して行う工事

(3) アーケード、上空通路の新設又は改造

(4) 道路管理者が行う道路情報提供装置の設置工事

(5) 規模の大きい駅伝、マラソン、サイクル・ロードレース、ラリー、トライアスロン、パレード等及び2警察署以上にわたって通行の禁止・制限が伴い、又は2以上の公安委員会の管轄にわたるイベント等社会的影響が大きいと認められるもの、若しくは全国的波及があると認められるもの

2 不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくは効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見を撤回しようとするとき

3 許可、協議に係る場所において、人身交通事故が発生したとき

(月報)

第2 署長は、毎月ごとの許可事務の処理状況について、翌月の5日までに様式第13の「道路使用許可等取扱状況報告書」により本部長に報告するものとする。

別表第1（第2章第1関係）

審査基準

（1号許可）

第1 次の各項についてそれぞれ審査するものとする。

1 道路工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 工事又は作業（以下「工事等」という。）の場所は、原則として相互交通が可能な有効残余幅員を確保し、交通の妨害が最少限となるよう適宜工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるとき及び一方通行で通行可能な有効残余幅員を確保できるときはこの限りでないものとする。

イ 同時に工事を行うことができる区域（以下「工区」という。）の延長は、土砂、資機材の置場を含め、原則として市街地においては70メートル以内、その他の場所では100メートル以上離すものであること。ただし、工事の規模、性格により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるときはこの限りでないものとする。

ウ 建物その他の人の出入りする場所に近接して行う工事等については、歩行者の通行の安全を確保するため、必要な架橋、通行路を確保するものであること。

エ 道路を掘削する工事が終了した場合においては、速やかに交通の妨害とならないよう路面の高低をなくすなど確実な埋め戻しを行うこと。

オ 工事等の現場に搬入する工事等の資機材は、交通の妨害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。

カ 掘削した土砂は、道路上に堆積させないものであること。

キ 工事等の資機材及び掘削した土砂の搬出入は、交通の妨害にならない箇所から行うものであること。

ク 工事等の休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き工事等区間に土砂、資機材を置かないものであること。

ケ 工事等の施行に伴い片側交通となる場合は、昼間は赤旗を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員（工事等の現場において、交通の安全と円滑を確保するために専従する者をいう。以下同じ。）を原則として、その両側に配置するものであること。

コ 工事等の施行に伴い道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するために必要な防護措置を講じるものであること。

サ 工事等の施行に伴い影響を受けるおそれのある地下埋設物については、関係機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には事前移設、防護等の措置を講じるものであること。

シ 工事等の施工に伴い道路の通行を制限する場合は、あらかじめ地域住民に対し、通行制限箇所を知らせるなど必要な広報措置を講じるものであること。

ス 工事等を行う場合は、歩行者及び車両の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、地域の実情を勘案して時間を定めて差し支えないものとする。)に行うものとし、工事等を行う時間以外は、路面を復旧又は覆工して交通の妨害とならないようにするものである。

(ア) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等。ただし、簡易な工事等で短時間で終了するもの、又は市街地で異常な振動、騒音を発する工事についてはこの限りでない。

(イ) 踏切及びその前後30メートル以内の道路における工事等。ただし、交通の閑散な場所においてはこの限りでない。

(ウ) 近くに迂回路がない場合等で車両の通行止めの交通規制を伴う工事等

イ 昼夜連続して施行するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して工事等を行うことができるものとする。

(ア) 前号に掲げる工事等で、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難であること。

(イ) 著しく交通の妨害となる工事等であるが、公共性が高く短期間に完成させる必要があること。

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前項の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 掘削場所は、工事等を行う時間以外は交通の妨害とならない路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 掘削場所において、工程上やむを得ない理由で開口部を設けて工事を中断する場合は、開口部周辺に保安施設を十分設置して、歩行者、車両の安全を確保するものであること。

ウ 覆工資材は、一般車両の通行に十分耐える強固なものであること。また、覆工舗板を用いる場合は、車両がスリップすることがないように滑り止め等の必要な措置を講じるものであること。

エ 覆工舗板は、相互に連結して移動しないようにするとともに、覆工舗板相互間及び路面の取り付けは、交通の障害とならないよう高低がないものであること。

(2) 施工時間の審査

前項の規定に準ずる。

3 地下鉄等工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

前各項のほか、次の事項について審査するものとする。

ア くい打ち工事に伴う布堀（つぼ堀を含む。以下同じ。）は、原則として幅 1メートルとし、くい打ち後は直ちに路面の覆工を行い、交通の妨害とならないものであること。

イ くい打ち工事又はくい抜き工事に使用する道路の延長は、資機材置場を含めて原則として、くい打ち機 1 基について長さ 60メートル以内、幅 8メートル以内で、交通の妨害とならないものであること。

ウ ホッパーを設置する場所は、原則として交差点又は横断歩道から 10メートル以内の場所その他交通の妨害となる場所以外の場所であること。また、同時に 2 以上のホッパーを設置する場合は、その間隔を原則として 30メートル以上とするものであること。

エ ホッパーの幅は原則として 6メートル以内、板囲いの長さは 12メートル以内とし、交通の妨害とならないものであること。

(2) 施工時間の審査前項の規定に準ずる。

4 跨道橋工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

1 項及び 2 項の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等の足場又は落下物の防護施設の下端からの高さは 4.5メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等により、やむを得ないと認められる場合は、交通の妨害とならないときに限り 4.5メートル未満とすることができる。この場合において、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板をみやすい箇所に掲示するものであること。

イ 工事等の足場若しくはけた台又は表示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたものか、照明装置を付けたものであること。

ウ 橋げた等の長大重量物の設置作業現場が道路上空にかかる場合は、当該道路の通行止めの措置を講じるものであること。

エ けた受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には、交通の妨害とならないよう必要な措置を講じた上で車道上に置くことができるものであること。

オ 工事等の現場において、工事用の資機材等が道路上に落下することがないよう防護ネットを張るなど防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間の審査前項の規定に準ずる。

5 架空線作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 架空線の作業区間は、必要最少限とし、可能な限り分割して行うものであ

ること。

イ はしご、柱等を使用する場合は、道路の端又は歩道上の端に建てて作業を行うものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合は、車道上において行うことができる。この場合において、交通の危険を防止するため必要な保安要員を配置するものであること。

ウ 作業現場においては、作業用資機材等が道路に落下することがないように防護措置を講じるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、保安施設を設置するほか、作業の移動に合わせて道路上の保安施設を適切に移動するものであること。

(2) 作業時間の審査

原則として昼間において行うものであること。ただし、交通に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは、早朝又は深夜に限るものであること。

6 マンホール作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 1つのマンホールについて使用する道路の範囲は長さ3メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、作業の場所、規模等からやむを得ないと認められるときはこの限りでない。この場合においては、交通の妨害を最小限とするために必要な措置を講じるものであること。

イ 作業中は、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 作業時間の審査

前項の規定に準ずる。

7 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

前項の(1)のウの規定のほか、次の事項について審査するものとする

ア 作業に際しては、事前にゴンドラ本体及び取付け各部の装置を十分点検し、異常のないことを確認してから着手するものであること。

イ 作業中は、交通の危険を防止するため、現場道路に保安要員を配置するものであること。

ウ 作業時間以外は、ゴンドラその他の物件を道路上空にけん垂し又は路面に置かないものであること。

(2) 作業時間の審査

前項の規定に準ずる。

8 測量等作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

次の事項について審査するものとする

ア 作業は、原則として路外で行うものであること。ただし、路外にスペースがないなどの理由により、車道上において作業する場合は、保安要員を配置し、作業員の安全を確保するものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 作業時間の審査

前項の規定に準ずる。

9 搬出入等作業

(1) 使用範囲、作業方法の審査

ア 前項の規定によるほか、生コンの打設、資機材の搬出入などの作業は、必要最小限の時間内とし、作業終了後は直ちに移動するものであること。

イ 生コンの打設に伴い道路に圧送管を敷設する場合は、歩行者又は車両の安全を確保するための措置を講じるものであること。

(2) 作業の審査

前項の規定に準ずる。

10 その他道路を使用して行う工事又は作業

(1) 使用範囲、工事及び作業の方法

前各項の規定に準ずる。

(2) 工事及び作業時間の審査

前各項の規定に準ずる。

(2号許可)

第2 次の各項についてそれぞれ審査するものとする。

1 石碑、銅像、広告塔、飾り塔その他これらに類するものの設置

原則として許可の取扱いはしない。ただし、交通の妨害となるおそれがないと認められるものについては、その構造、装置が危険でないものに限り許可することができるものとする。

(1) 設置場所、設置方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 設置場所は、原則として道路広場、橋詰広場、分離帯等の交通の妨害とならない場所であること。ただし、公益上又は社会慣習上やむを得ないものであると認められるときは、次の基準によるものとする。

(ア) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(イ) 歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。

(ウ) 歩車道の区分のない道路においては、おおむね6.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して設置するものであること。

イ 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでないものとする。

(ア) 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

(イ) 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

ウ 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

エ 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない場所に設置するものであること。

オ 工事又は作業（以下「設置工事等」という。）のための工作物は、風雨、地震等により又は人の寄り掛かりなどにより、破損、倒壊、飛散し、歩行者及び車両の運転者の安全を脅かすおそれがないものであること。

カ 道路を掘削し、その他交通の交通の妨害となるような方法で設置工事等を行う場合は、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 設置工事等の時間の審査

第1、1項の規定に準ずる。以下各項において同様とする。

2 公衆電話ボックス、郵便ポストの設置

前項の(1)のア(ア)(イ)(ウ)、イ、ウ、エの規定のほか、次の事項について審査するものとする。

(1) 原則として、道路広場等交通の妨害とならない場所に設置するものであること。

(2) 公衆電話ボックスの出入口は、道路の端又は道路の中央に面しない側面に設け、戸を開いた場合に、その先端が公衆電話ボックスの側面より出ないものであること。

3 電柱、ケーブル柱等（以下「電柱等」という。）の設置

1項の(1)のア(ア)、ウ、エの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

(1) 歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。

(2) 歩車道の区分のない道路においては、おおむね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して設置するものであること。

(3) 設置する場所は、交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでないものとする。

(4) 電柱等は、できるだけ並列を避け、これらに架する電線、電話線、ケーブル線は努めて共架するものであること。

(5) 電柱等に架する電線、電話線、ケーブル線の路面からの高さは5.5メートル以上のものであること。

4 街路灯、街路照明灯その他これに類するものの設置

1項の(1)のア(ア)(ウ)、ウ、エの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。又、分離帯のある道路においては、分離帯に設置するものであること。
- (2) アーム式の突出部の下端の路面からの高さは、車道については4.5メートル、歩道については2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2.0メートル以内のものであること

5 消火栓及び給水栓並びに消防水利、消防用防水槽の標識その他これに類するものの設置

1項の(1)のア(イ)、イ、ウ、エの規定のほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。
また、分離帯のある道路においては、分離帯に設置するものであること。
この場合、消火栓、消防水利及び消防用防水槽の標識(以下「消火栓標識等」という。)の突出方向は道路の端の方向であること。
- (2) 歩車道の区分のない道路においては、おおむね6.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して設置するものであること。この場合、消火栓標識等の突出方向は道路の中央方向であること。
- (3) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端は路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、突出式のものについては、4.5メートル以上のものであること。
- (4) 消火栓及び消防水利の標識は、消火栓の設置位置からおおむね5.0メートル以内に設置するものであること。ただし、交通の妨害となる場合はこの限りでないものとする。
- (5) 原則として、広告板類が添架されないものであること。

6 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置

1項の(1)のア(イ)、イ、ウ、エの規定のほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 歩車道の区別ない道路においては、道路の端に接して設置するものであること。ただし、タクシー乗り場の標示施設は設置することができないものとする。
- (2) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の標示板の下端は、原則として、路面から1.8メートル以上とし、その形状は直径0.6メートルの円形又は縦横0.5メートル以内の長方形のものであること。
- (3) 路線バス停留所の標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合は、幅0.3メートル以内のものであること。

- (4) 照明式の標示施設にあっては、原則として路面から高さ3.0メートル以下、幅0.45メートル以内のものであること。
- (5) 路線バスの標示施設は、原則として道路の両側に対面しないものであること。
- (6) 原則として広告板が添架されないものであること。

7 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置

次の事項について審査するものとする。

- (1) 原則として、歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車通行者等の支障とならないよう設置するものであること。
- (2) 夜間において、歩行者、自転車通行者等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (3) ベンチの構造は、原則として幅0.5メートル以内、長さ2.0メートル以内とし、かつ、強固なものであること。

8 路線バス停留所の上屋の設置

1項の(1)の工の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に支柱を設置するものであること。
- (2) 歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね3.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は道路の端に接して支柱を設置するものであること。
- (3) 歩車道の区分のない道路においては、おおむね7.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して支柱を設置するものであること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。特に、上屋の色は、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (5) 上屋の幅は、原則として2.0メートル以下のものであること。ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式降場についてはこの限りでないものとする。
- (6) 上屋の長さは、原則として12.0メートル以下のものであること。ただし、駅前広場等の島式降場についてはこの限りでないものとする。
- (7) 上屋の下端は、原則として路面から2.5メートル以上、4.5メートル以下のものであること。
- (8) 上屋の主要構造物は鋼材類、屋根は不燃焼材を用い、地震、風雨、雪等の荷重に対し、十分安全な構造のものであること。
- (9) 上屋の主要構造物は、他の部分に接続しないものであること。
- (10) 上屋は、広告の類を表示しないものであること。

9 アーケードの設置

アーケードの設置については、「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、発備第2号)に基づき、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長(以下「関係機関」という。)による連絡協議会において、連絡、調整を図り、各関係機関の合意をもってそれぞれ所管に係る許可を行うものであり、これの審査については、「アーケード設置基準の制定について」(昭和30年2月16日付け備発第13号)により、警察本部交通部交通規制課長(以下「主管課長」という。)も行うこととするので、警察本部長に報告するものとする。

10 アーチ等の設置

1項の(1)の工及び8項の(2)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔が原則として7.0メートル以上を確保するものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでないものとする。
ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯と接する道路及び歩道の部分
イ 法第44条第1項第1号から第6号まで並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分
- (3) 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。特に、アーチの灯火は、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (4) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区分のある道路の歩道においては、2.5メートル以上のものであること。
- (5) 支柱は、その基礎の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては、歩車道の境界又は道路の端に接し、歩車道の区分のない道路においては、道路の端に接して設置するものであること。

11 家屋に取り付ける除けの設置

1項の(1)のウの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 道路に柱を建てない構造のものであること。
- (2) 日除けの下端は、原則として路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日除けの方丈の下端は路面から2.0メートル以上のものであること。
- (3) 出幅は、原則として歩車道の区別のある道路で歩道の幅が4.0メートル未満の場所については0.6メートル以内、4メートル以上の場所については1.5メートル以内とし、歩車道の区別のない道路については0.6メートル以内のものであること。

- (4) 日除けの覆部は、布類で色は信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (5) 広告の類を表示しないものであること。

1 2 上空通路の設置

上空通路の設置については、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、乙備第14号)に基づき、関係機関による連絡協議会において、連絡、調整を図り、各機関の合意をもってそれぞれ所管に係る許可を行うものであることから、これの審査については、「道路の上空に設ける通路の許可の基準」により、主管課長も行うこととするので、警察本部長に報告するものとする。

1 3 パイプその他の上空工作物の設置

1項の(1)のウ及び11項の(5)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 工作物を支える柱は、道路以外の場所に設置するものであること。
- (2) 工作物の下端は、原則として路面から5.5メートル以上のものであること。
- (3) 車両の運転者に注意を喚起するため、工作物の高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものであること。
- (4) 前号の表示板は、夜間においても視認できるよう反射板を用いるものか、照明装置が付けられているものであること。
- (5) 落下のおそれのない強固な構造のものであること。

1 4 舞台、やぐら等の設置

次の事項について審査するものとする。

- (1) 祭礼、盆踊り等の社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。
- (2) 倒壊のおそれのない強固な構造のものであること。

1 5 建築作業用工作物の設置

11項の(5)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 建築作業又は工事用の板囲い、足場、支柱、縄張り、掛けだし又は詰所等の設置は、歩車道の区別のある道路においては歩道上としその出幅は歩道の3分の1以内、歩車道の区別のない道路においては、道路上への出幅は1.0メートル以内のものであること。
- (2) 掛けだしの下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路においては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路においては4.5メートル以

上のものであること。

- (3) 跨道構台の根太の下端の路面からの高さは、原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上で3.0メートル以上、歩車道の区分別のない道路においては4.5メートル以上、また、方丈の下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (4) 掛けだし及び跨道構台の棚下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。

1.6 立看板、掲示板、案内板、広告板その他これらに類するものの設置

1項の(1)のア(ア)、ウ、エ及び11項の(3)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上の官民地境界に接して設置するものであること。
- (3) 歩車道の区分別のない道路においては、道路の端に接して設置するものであること。
- (4) 原則として、車両の進行方向に對面することがないように設置するものであること。

1.7 電柱等に添架する広告物等の設置

1項の(1)のウの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 電柱、ケーブル柱、消火栓その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)に添架する広告物等の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内のものであること。
- (2) 広告物等の下端の路面からの高さは4.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 広告物等は、電柱等1本につき、1個とし、その突き出し方向は、原則として民地側であること。

1.8 取付け看板、標灯その他これに類するものの設置

次の事項について審査するものとする。

- (1) 取付け看板、標灯等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路においては2.5メートル以上、歩車道の区分別のない道路においては4.5メートル以上のものであること。
- (2) 取付け看板、標灯等の出幅は、原則として0.6メートル以内のものであること。
- (3) 標灯は、原則として点滅式以外のものであるほか、道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

1 9 横断幕の設置

1 項の(1)のウの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであり、かつ、一時的なものであること。
- (2) 横断幕の下端の路面からの高さは、5.5メートル以上のものであること、又は横断幕が歩道橋、高架橋等の側面に収まるものであること。

2 0 のぼり、小旗、提灯、造花、飾灯その他これに類する飾り付けの設置

1 項の(1)のウ及び前項の(1)の規定によるほか、道路の端に設置し、又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし、その出幅は0.6メートル以内、下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであることについて審査するものとする。

2 1 鉢植え等の可搬式の植栽、樹木

1 項の(1)のア(ア)、イ、ウ、エ、カの規定による。

2 2 歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供するための装置、施設等の装置

1 項の(1)のア(ア)(イ)(ウ)、ウ、エの規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 公益性が認められるものであること。
- (2) 設置する場合は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

2 3 その他道路上又は道路の上空若しくは地下における前各項に類する工作物の設置

審査は、前各項の規定に準ずる。

(3号許可)

第3 次の各項についてそれぞれ審査するものとする。

1 露店、屋台店

次の事項について審査するものとする。

- (1) 社会の慣習上やむを得ないものであり、かつ、一時的なものであること。
- (2) 主要幹線道路、バス運行道路等の交通の頻繁な道路以外の道路に出店するものであること。ただし、祭礼、縁日、年末・年始等の慣例又は社会の慣習上やむを得ないもので、かつ、臨時的なものはこの限りでないものとする。
- (3) 歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね3.0メートル以

上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は道路の端に接して出店するものであること。

(4) 歩車道の区分のない道路においては、おおむね7.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して出店するものであること。

(5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、社会の慣習上やむを得ないと認められるときはこの限りでないものとする。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

(6) 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。

(7) 使用範囲は、原則として開口3.0メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ2.0メートル以内のものであること。

(8) 営業時間以外は施設を道路に置かないものであること。

(9) 道路上において、場所を移動しないで営業する露店飲食店の取扱いについては、「露店飲食店処理要項」(昭和40年6月1日施行、宮城県、宮城県警察本部、仙台市)によるものとする。

2 靴磨き、靴修理、大道占いその他簡易な施設を設け役務を提供するもの

1項の(5)、(6)、(8)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

(1) 歩車道の区別のある道路においては、歩車道の境界又は道路の端に接して出店するものであること。

(2) 歩車道の区別のない道路においては、道路の端に接して出店するものであること。

(3) 使用範囲は、おおむね1平方メートル以内であること。

3 商店が臨時に出す商品の陳列台

1項の(8)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

(1) 商店が臨時に出す商品の陳列台を設置する場所は、歩車道の区別のある道路の歩道上とし、おおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保できる場所であること。

(2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定しないものであること。

4 その他前各項に類するもの

前各項に準ずる。なお、自動販売機を恒常的に設置するものについては、許可の取扱いをしないものとする。

(4号許可)

第4 次の各項についてそれぞれ審査するものとする。

1 祭礼行事、記念行事、式典等

次の事項について審査するものとする。

- (1) 原則として、主要幹線道路、路線バス運行路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合はこの限りではないものとする。
- (2) 交通の危険を生じさせないように通行するものであること。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じるおそれのある場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (4) 梯団ごとに必要な指揮統制員を配置し、梯団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、祭礼服又は腕章等を付けた必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (5) 交通の危険を防止するため、参加人員数に応じて数個の梯団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

2 ロケーション、撮影会等

次の事項について審査するものとする。

- (1) 原則として主要幹線道路、路線バス運行経路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (3) 照明灯、投光機等を使用する場合は、通行する車両等の運転者を幻惑させないものであること。
- (4) 資材又は機械器具等は、交通の妨害となる場所に置かないものであること。
- (5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為をしないものであること。

3 集団行進、集団示威運動、パレード等

1項の(2)(3)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 原則として主要幹線道路、路線バス運行路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上(学生、生徒その他の遠足、修学旅行及び通常の冠婚葬祭等の慣習によるものは許可の対象外)やむを得ない場合はこの限りでないものとする。
- (2) 車両で行進、パレード等を行う場合
 - ア 3輪以上の自動車のみによる場合
5台ごとに1隊とし、各隊間の距離は30メートル以上で、道路左側を1列に走行するものであること。
 - イ 2輪車の自動車又は原動機付自転車のみによる場合
10台ごとに1列とし、各隊間の距離は30メートル以上で、道路左側を1列に走行するものであること。また、道路の状況により、2列並進とすることができるときは、20台ごとに1隊とするものであること。
 - ウ 足踏自転車のみによる場合
20台ごとに1隊とし、各隊間の距離は20メートル以上で、道路左側を

1列に走行するものであること。また、道路の状況により、2列並進とすることができるときは、40台ごとに1隊とするものであること。

エ 各隊ごとに指揮者が付いているものであること。

オ 申請者、現場責任者及び指揮者は、腕章を付け、その識別が明らかなものであること。

カ 行進速度は、おおむね一般走行並みの速度であること。

(3) 歩行者により行進、パレード等を行う場合

ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ち止まり、座込み若しくは道路一杯に広がるなどの交通の妨害となる行為をしないものであること。

イ 行進は、3列の縦隊で、団体ごとに1隊（団体の参加人員100名を超える場合は、100名ごとに1隊）とし、各隊間の距離は約5メートル以上を確保するものであること。

ウ 各隊には、1名以上の指揮者が付いているものであること。

エ 申請者、現場責任者及び指揮者は、腕章を付け、その識別が明らかなものであること。

オ 許可の条件又は現場警察官の指示による以外は、道路の中央から左側部分にはみ出ないように右側端に寄って行進することを参加者全員に周知徹底することができるものであること。

(4) 車両と歩行者が共に行進、パレード等を行う場合

原則として許可の取扱いをしない。ただし、許可する場合は、指揮統制用等の車両を必要とする場合は、先頭又は後方につけるものとする。

4 演説、演芸、演奏その他の方法による人寄せ等（以下「演説等」という。）

次の事項について審査するものとする。

(1) 演説等を実施する場所は、道路広場、橋詰広場その他視聴者を収容する十分な余地のある場所とし、交通の妨害とならない場所であること。

(2) 他の演説等その他の行事と競合し、又は参集する視聴者が多数に上る場合において、交通の危険を生じさせないため必要な措置を講じているものであること。

(3) 著しい交通の妨害がなく、又はそのおそれがないような方法で実施するものであること。

(4) 必要に応じて交通整理員を配置するものであること。

5 スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射、ロボットの公道実験等

次の事項について審査するものとする。

(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯の周辺その他交通の危険が生じるおそれのある場所以外の場所で行うものであること。

(2) 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で行うものであること。

- (3) レーザー光線については、道路を挟んで投射しないものであること。
- (4) 交通の頻繁な道路、時間帯以外の道路、時間帯に行うものであること。
- (5) 資材、機械等は原則として道路に置かないものであること。
- (6) 画像は、静止画像を基本とし、連続性、ストーリー性を持たないものであること。
- (7) 歩行者が参集する場合は、必要な自主整理員を配置するとともに、交通渋滞等の支障が生じたときは速やかに中止するものであること。

6 消防訓練、水防訓練、避難救護訓練等

2項の(1)、(4)の規定によるほか、交差点、曲がり角等交通の危険が生じるおそれのある場所に、必要な自主整理員の配置、安全柵の設置等の措置を講じるものであることについて審査するものとする。

7 寄付金、署名等

3項の(2)のオ、及び5項の(1)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 人にまとわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態をとらないで行うものであること。
- (2) 原則として、机、台等を道路上に置かないものであること。
- (3) 1箇所における従業員は、原則として5名以内とし、責任者を配置するものであること。

8 宣伝物、印刷物その他これに類するもの（以下「宣伝物等」という。）の交付、配布

3項の(2)のオ、5項の(1)及び前項の(1)、(2)、(3)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 宣伝物等は、交付又は配布するものとし、散布しないものであること。
- (2) 交付する宣伝物等は、通行人に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- (3) 通行中の車両から散布しないものであること。

9 旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らして、又は、特異な装いをしての広告又は宣伝

次の事項について審査するものとする。

- (1) 旗、看板等は、横幅1.0メートル以内とし、その下端（支柱を除く。）が路面から2.0メートル以上となるように持ち、かつ、1人で容易に持ち歩きができるものであること。
- (2) サンドイッチマンは、通常の交通に順応して進行し、みだりに停止しないものであること。

10 駅伝、マラソン、サイクル・ロードレース、ラリー等

1項の(1)、(2)、(3)の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

- (1) 審判車、連絡車等の競技に使用する自動車は、必要最小限とし、応援用のものは使用しないものであること。
- (2) 出発及び到着地点は、原則として広場、競技場等とし、道路上以外の場所とするものであること。
- (3) 中継地点は、原則として交通の妨害とならない待避所、空き地等とし、道路上以外の場所とするものであること。

1 1 車両に広告又は宣伝のため人目を引くように装置を備付け、装飾その他の装いをし
ての通行

次の事項について審査するものとする。

- (1) 使用する車両は、自動二輪車又は原動機付自転車以外の車両によるものであること。
- (2) 車両等に装飾を取り付ける電光式又は内照式等の広告器は、車幅からはみ出るものでなく、高度は1.6カンデラ以下で点滅式又は回転式以外のものであること。
- (3) 車両などの側面に広告又は宣伝のため人目を引くように文字、絵等を書いて通行する場合は、電光式又は点滅式のものでなく、かつ、図柄が走行中に変化しないものであること。
- (4) 車両等に装飾を取り付ける場合は、一時的なものとし、装飾の出幅は0.05メートル以内で発光体でなく、法第55条第2項の規定に違反しないものであること。
- (5) 仮装自動車は、国民的慶祝行事又は伝統的な記念行事等の場合に限るものとする。
- (6) 取り付ける装置又は装いが道路運送車両法等関係法令に抵触しないものであること。

別表第2（第2章第2関係）

許可の件数単位及び期間

（1号許可）

許可対象	件数単位	期間の基準
道路工事 管路埋設工事 地下鉄等工事 跨道橋工事	1 施工箇所 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに接近した道路において、同時に又は順次 2 以上の箇所で工事又は作業をするときは、工期が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	3 か月以内
架空線作業 マンホール作業 測量等作業	1 施工箇所 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに接近した道路において、同時に又は順次に 2 以上の箇所で工事又は作業をするときは、工期が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	1 か月以内
ゴンドラ作業	1 施工箇所 1 件とする。ただし、同一申請者が同一高層建築物において、同時に又は順次に 2 以上の箇所で工事又は作業をするときは、まとめて 1 件とすることができる。	7 日以内
搬出入等作業	1 施工箇所 1 件とする。	7 日以内

（2号許可）

許可対象	件数単位	期間の基準
石碑、銅像日除け、 上空通路、 上空工作物、 取付け看板、 標旗、標灯 建築用工作物 情報提供装置	1 箇所 1 件とする。	道路管理者の占有許可期間とする。
公衆電話ボックス 郵便ポスト 電柱、ケーブル柱 街路灯	1 箇所 1 件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次 2 以上	道路管理者の占有許可期

道路照明灯 消火栓、給水栓 消防水利等標識 路線バス停留所 ベンチ、待合施設 上屋等 電柱の添架 可搬式の植栽等	の箇所に設置するときは、30日以内に設置できるものをまとめて1件とすることができる。	間とする。
広告物 広告塔、飾り塔 舞台、やぐら	1箇所1件とする。	申請の期間 以内
アーチ アーケード	1箇所1件とする。ただし、アーケードを除き、同一警察署管内において、同時に又は順次2以上の箇所に設置するときは、30日以内に設置できるものをまとめて1件とすることができる	道路管理者 の占用許可期 間と同一とす る。
飾り付け 掲示板 案内板 広告板	1箇所1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次2以上の箇所に設置するときは、まとめて1件とすることができる。	申請の期間 以内
横断幕 立て看板	1箇所1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次2以上の箇所に設置するときは、まとめて1件とすることができる。	1か月以内

(3号許可)

許可対象	件数単位	期間の基準
露店 屋台店 靴磨き 靴修理 大道占い	出店場所1箇所1件とする。	1か月以内 ただし、場所 を移動しない 露店飲食店は 6か月以内

(4号許可)

許可対象	件数単位	期間の基準
祭礼行事 記念行事 式典	1催し1件とする。ただし、同一申請者が2以上のものを出すときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内

ロケーション 撮影会、演説 演芸、演奏、映写 放映、放送、投射 消防、水防訓練等 寄付・署名等 宣伝物、印刷物の交 付、配布	1箇所1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次2以上の箇所で行うときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内 ただし、車両を用いての停止街宣行為については1ヶ月以内とする。
集団行進 集団示威運動 パレード等	1催し1件とする。	7日以内
駅伝、マラソン サイクル・ロードレ ース、ラリー トライアスロン等	1競技1件とする。	7日以内
チンドン屋 サンドイッチマン 広告宣伝	1組1件とする。	7日以内
車両による広告、 宣伝	1台1件とする。ただし、同一申請者が同一コースを同時に2台以上の車両で同一目的で実施するときは、まとめて1件とすることができる。	1か月以内 パーフェクトカーは、1年間とする。ただし、初回は、当該車両の自動車検査証の有効期間とする。

様式第1

道路使用許可申請受理簿

受 理		許 可		申請種別	申請の法人名、氏名、電話番号	許可の対象、工事、 出店、行事等の名称	交 手 数 料	委 託 状 況			許可証 受領印	備 考	取扱 者印
番号	月日	番号	月日					委 託	委託番号	報告月日			
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復					

注 不許可の場合は、備考欄に不許可を朱書すること。

様式第 3

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路交通法第 79 条による協議について
道路交通法第 79 条の規定により、次のとおり協議します。

記

1 協議事項

様式第 4

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路法第 3 2 条第 5 項による協議について（協議回答）
道路法第 3 2 条第 5 項の規定による平成 年 月 日付け
第 号による協議について、次のとおり回答します。

記

様式第 5

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路交通法第 80 条第 1 項による協議について（協議回答）
道路交通法第 80 条第 1 項の規定による平成 年 月 日付け
第 号による協議について、次のとおり回答します。

記

宮 交第 号
平成 年 月 日

住所

法人名、氏名

殿

警察署長

道路使用許可の条件変更について（通知）

平成 年 月 日付け宮 交第 号により、許可した道路
使用については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の事情が生じたので、道路交通法第 77 条第 4 項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更したから通知します。

記

様式第 7

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路使用許可の条件変更について（連絡）

平成 年 月 日付け宮 交第 号により、許可した道路
使用については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の事情が生じたので、道路交通法第 77 条第 4 項の規定により、当該許
可の条件を次のとおり変更したから連絡します。

記

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路工事等協議事項の変更について（通知）

平成 年 月 日付け宮 交第 号により、協議回答した
道路工事（作業）については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の事情が生じたので、当該工事（作業）の施行方法を次のとおり変更されたく通知します。

記

様式第 9

宮 交第 号
平成 年 月 日

道路管理者

殿

警察署長

道路工事等協議済みの意思表示の撤回について（通知）

平成 年 月 日付け宮 交第 号による協議回答に
ついて、次のとおり撤回するので通知します。

記

様式第 1 0

宮 交 第 号
平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

道路使用許可等について（報告）

下記のとおり、許可申請（協議）があったので報告する。

申請者、協議者	
使用、協議の目的	
使用、協議の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの（ 日間）
使用、協議の場所	
使用、協議の概要	
道路の状況	
交通の状況	
交通規制の状況	
その他	
署長の意見	

宮 交 第 号
平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

不許可処分、協議済みの意思表示の撤回等について（報告）
下記のとおり、道路使用の不許可処分、協議済み意思表示を撤回等したので報告する。

処 分 等 の 区 分	不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し、効力の停止、協議済みの意思表示の撤回
申 請 者、 協 議 者	
使 用、 協 議 の 目 的	
使 用、 協 議 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの（ 日間）
使 用、 協 議 の 場 所	
理 由	
措 置 状 況	

様式第 1 2

受 発 年月日	平成 年 月 日	発信者	取扱者
	午前、後 時 分	受信者	

道路使用許可、協議現場における交通事故発生報告書

事 故 の 種 別					
発 生 場 所	日 時	平成 年 月 日	午前、後 時 分	ころ	
道 路 状 況	平坦、勾配				
	曲直、舗装				
	幅員、規制等				
許 可 等 の 内 容	許可等の年月日				
	許可等の番号				
	使用等の目的				
	使用等の期間				
	使用の方法				
	許可条件	別添条件記載の書面のとおり			
	許可申請者	住所			
協議官公所	法人名等	氏名	電話番号		
現 責 任 者	住所				
	法人名及び氏名	電話番号			
第 一 原 因 者	住所				
	職業	勤務先			
	氏名	生年月日	歳		
	車種	車両番号			
	免許	運転経験	年	月	
第 二 原 因 者	住所				
	職業	勤務先			
	氏名	生年月日	歳		
	車種	車両番号			
	免許	運転経験	年	月	
死 傷 者 の 状 況	住所	職業	氏 名	年齢	障害部位及び程度

条件違反等の有無	有、無（有の場合は違反等の概要）
事故発生状況	
現場略図	
許可(協議)を受けた者に対する措置	
備考	

宮 交第 号
平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

道路使用許可等取扱状況報告書

月中における道路使用許可等取扱状況は、下記のとおりであるから報告する。

記

1 道路使用許可関係

区分	許可取扱件数	手数料免除件数	手数料合計額	累 計 2,000円×件数
1号許可				
2号許可				
3号許可				
4号許可				

注 許可取扱件数には、手数料免除件数を含む。

2 協議等関係

協 議 件 数	
施行業者（道路管理者）からの道路使用許可取扱件数	